

京急プレミアムポイント クレジット会員特約〔UC〕

(2024年10月1日改定)

第1条 (特約の目的)

1. 本カードは、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）と株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」といいます。）が提携して発行するUC標章を冠するカードで、総称して「京急プレミアムポイント シルバー／PASMO」（以下「本カード」といいます。）と称します。
2. 本特約は本カードの利用に応じ、本カードの本人会員および家族会員（以下一括して「当会員」といいます。）に対して提供する特典（以下「ポイントサービス」といいます。）の内容と、その特典を受けるための条件について、当社およびセゾンが定めたものです。
3. 本特約で定める規定は、当社が「京急プレミアムポイント規約」（以下「ポイント規約」といいます。）に定める規定に優先するものとし、本特約に記載されていない事項については、「ポイント規約」「京急プレミアムポイントUC特約」およびセゾンの定める「会員規約」（以下「UC会員規約」といいます。）の内容が適用されるものとします。

第2条 (ポイントサービス)

1. ポイントサービスとは、当会員が本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるポイントによって、指定された加盟店における商品購入時またはサービス利用時の代金の全部または一部に、当社が定める換算率により円単位の価値に換算した金額相当額を充当することや、「京急プレミアムポイント券発行機」（以下「発行機」という。）により原則として1ポイントあたり1円の割合で京急プレミアムポイント券と引き換え等ができるサービスです。
2. ポイントサービスは、「ポイント規約」に定める「京急プレミアムポイント加盟店」（以下「加盟店」といいます。）での本カード利用の場合付与される「ポイント規約」に定めるポイント（以下「基本ポイント」といいます。）と、本カードによる「UC会員規約」に基づく信用販売による利用（以下「クレジット利用」といいます。）の場合付与される本特約に定めるポイント（以下「クレジットポイント」といいます。また「基本ポイント」と「クレジットポイント」をあわせて「ポイント」といいます。）の二つがあります。
3. 当会員が加盟店で、本カードにてクレジット利用した場合、基本ポイントに加えて、クレジットポイントが付与されます。
4. 本カードでは、セゾンが行う「永久不滅ポイント」は付与されません。

第3条 (クレジットポイント)

1. クレジットポイントは「ポイント規約」第4条および第5条に定める方法とは別に、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金（諸税などを含めた金額）に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。
2. 加盟店毎にクレジットポイント付与率、付与単位を定めるものとします。また、特定の期間や特定の商品、特定の会員向けにクレジットポイント付与方法を変更する場合があります。

第4条 (クレジットポイント付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、一部の保険掛け金など所定のものとは含まれないものとします。

第5条 (家族会員のカード利用)

1. 家族会員のカード利用による、クレジットポイントの付与に関しては、当該家族会員が属する本人会員のカード利用によるものとみなし、そのクレジットポイントは本人会員に付与されるものとなります。
2. 基本ポイントに関しては、本人会員のカード利用分は本人会員に付与され、家族会員のカード利用分は家族会員に付与されるものとします。

第6条 (ポイントの付与日)

1. クレジットポイントについては、毎月10日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当社所定の日には本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。
2. 基本ポイントについては、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。

3. 前1項、2項で付与されるポイントは、お支払い前にカードの提示がなかった場合は原則付与することはできません。
4. 当社は第2条に定めるポイントの他、ご入会時やバースデーポイントなど、当社が適当と認めたサービスに応じて当該会員にポイントを付与することができるものとします。

第7条（ポイントの計算）

1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社およびセゾン所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社が指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。
2. 基本ポイントの計算方法は「ポイント規約」に基づくものとします。
3. 基本ポイントの付与率、付与単位については加盟店毎にこれを定めることができるものとします。

第8条（ポイントの有効期間）

ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与した日から2年間です。

第9条（クレジットポイントの付与取消）

クレジットポイントが付与された商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じ、クレジットポイントも当社所定の方法により取消されるものとします。

第10条（ポイント残高照会）

1. ポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、発行機、一部加盟店のレシート、「京急プレミアムポイントwebサイト」（登録制）、「京急プレミアムポイントアプリ」（登録制）にてご確認ください。
2. クレジットポイントのポイント数は、セゾンよりご利用に応じて毎月当会員宛送付される「ご利用代金明細書」内にて、当該月に付与されたクレジットポイント数のみお知らせいたします。

第11条（ポイントの還元条件）

1. ポイントの還元時点で当会員資格を有していること
2. 当社およびセゾンが、当会員が本特約、「ポイント規約」、「京急プレミアムポイントUC特約」もしくは「UC会員規約」を遵守していないと認めた場合は、当会員へのポイント還元を拒否または留保することができるものとします。

第12条（カードの再発行）

1. 本カードの汚損、破損、紛失等の理由での再発行は「UC会員規約」に基づき、再発行をいたします。また会員は本カードの紛失・盗難が発生した場合には、直ちに当社およびセゾンにご連絡いただくものとします。
2. 紛失・盗難によりポイント券が不正に発行された場合でも、当社は一切の責を負いません。

第13条（会員資格の喪失）

当会員が理由の如何を問わず本カードの会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されている有効なポイントはすべてに失効するものとし、本特約におけるすべての権利も消滅するものとします。

第14条（ポイントに関する疑義など）

1. 当会員は理由の如何を問わずポイントに関する権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、当社の決するところによるものとします。

第15条（変更、改定、廃止など）

1. 当社は以下の場合に、本特約を変更することができます。
 - (1) 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ホームページ（京急プレミアムポイントweb）に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に通知し周知いたします。